

# 靖国神社合祀取消を実現し 平和憲法を護る会

ニュース・レター

第1号 2009.6.19

発行：支える会事務局

代表：園田朋里

mail：ptnishiyama@yahoo.co.jp

## 応援メッセージ

### —— 靖国神社合祀取消しを実現し平和憲法を護るために

カトリック大阪大司教区  
補佐司教 松浦悟郎

去る2月26日、大阪地方裁判所は残念ながら「靖国合祀は違憲ではない」との判決を出しました。今回の判決で改めて分かることは、日本が戦後決別したはずの靖国神社の性質と役割を結局払拭できず、今も綿々と続いているということ、そればかりか裁判所が靖国に関してはほとんど憲法ではなく国の方針に沿った判決を出し続けていることです。このような状態が続けば、憲法は事実上骨抜きにされていき、靖国と結びついて国家が暴走していくことにつながりかねません。西山神父が「蟻の一穴」と表したように、さまざまな人たちが、それぞれの視点で靖国につながるあらゆる不正にNO！という意思表示をし続け、今の流れに釘を刺すことで憲法の精神を守り続けることはとても大切なことだと思います。それは同時に、無念の思いで亡くなり、しかも不本意に祀られてしまわれた人々とその家族の尊厳を取り戻すことでもあります。この裁判を起こすこと自体が、アジアの人々との和解への道、未来のひとびとへの信教の自由という宝を残すことにつながることを信じています。

今回の敗訴の判決を受けて、原告側はすぐさま控訴しました。内部のさまざまな事情によって西山神父と他の8人の原告団は別々に靖国合祀取り消しを求めることになりましたが、結果的には「同じ目標を目指して闘う」ことには変わりがありません。

3月6日、西山神父は代理人（弁護士）をつけずに個人で準備書面を作成し控訴しました。西山神父だからできることとは言え、その仕事量は半端ではなく神父の健康上の問題も気になります。

私は、日本カトリック正義と平和協議会の会長として、また、西山神父の所属するカトリック大阪大司教区の補佐司教として、彼の裁判を全面的に支持します。皆さんも一

靖国神社合祀取消し訴訟

控訴審 第1回口頭弁論  
2009年7月10日(金) 午後3時  
大阪高裁 202号法廷

【傍聴抽選券配布 午後2時〜】

人でも多くの人がこの裁判に関心を持ち、人間の尊厳に関わる信教の自由のために、そしてアジアの人々との和解と日本の平和への責任のために支持していただければ幸いです。

## 応援メッセージ

### —— 魂（霊）を勝手に扱われない自由を求める

さいたま教区 太田 英雄

2月26日、大阪地裁の「靖国神社合祀イヤです訴訟」請求棄却判決を聞いて、私は法律の専門家ではないけれど、また裁判官があつた「中谷さん合祀取消請求事件」最高裁判決と同じように、人間個人の人格、尊厳の尊重よりも宗教団体あるいは奉賛会的組織の側に立っている、靖国神社の言い分だけを取り入れていることに怒りを覚えました。

本来宗教団体といえども人を勝手に祭神として祀ることは許されるべき行為ではなく、ましてや被合祀者の明確な信条を無視し、遺族の願いにも神社の宗教行為を楯に拒否することを司法が容認したことは問題です。

戦前の国家神道の中心靖国神社の宗教行為は戦争で死んだ兵士を戦争遂行責任者の天皇の意思として祭神、英霊として崇め祀るという重要な戦争システムの一翼を担うことでした。それがそのまま現在も受け継がれている問題には目をつぶり、現在も個人の人間性、意志を無視して合祀し続けることは戦前の御上の言うことに疑義を許さないことと同じではないでしょうか。

私たちは、憲法20条の信教の自由、政教分離原則にも関わる重要な司法の判断と思います。司法の保守反動化の思潮の中で大変な裁判ですが、西山俊彦師や他の控訴人の皆さんが頑張ってくださいることを期待し、私たちも支援を続けたいと思います。

(ロバの会、20条の会事務局)

#### 憲法第二十条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。  
いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

「信教の自由」の前に“自由”と“寛容”の名における侵害と非寛容の巨大な<sup>パラドックス</sup>壁が立ちはだかっています。それは「社会的儀礼」「習俗的行為」という名の多数の横暴支配であつて、これらは、全て、平和の名における戦争への道程、「戦前回帰」が実現する前に、今こそ手を取り合わねばなりません。

## ご支援、ご協力をお願い

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会

代表 園田朋里

靖国合祀取消訴訟の一審敗訴を受け、原告である西山俊彦神父による控訴審以降の活動支援強化の必要性を痛切に感じ、私たちは“靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会”を結成いたしました。皆さまへ、ご理解とご支援をお願いを申し上げます。



このお願いは、西山俊彦神父の個人的な喧嘩の助太刀を求めているものではありません。私は「客観的にも嫌がって当然であった被合祀者に関して、遺族が裁判まで起こして個人名の削除を求めているのに何故成就できないのか？」という感情を原点に抱いておりますが、公益に資する意義として、特殊な歴史を有する靖国神社の合祀については、その取消の制度化が、信教の自由の保護と強靱な社会の確立に欠かせないものと確信しております。

またさらに、今回の原告である西山俊彦神父のご事情に共感していただき、かつて社会の右傾化や全体主義の蔓延に貢献した靖国神社の暗黒面へのご理解を深めてくださるならば望外の喜びではありますが、「一緒に靖国神社をやっつけましょう！」と呼びかけているのでもありません。

靖国神社の合祀は国による膨大な個人情報の漏洩がなければなし得ない行為であり、プライバシーという言葉さえ陳腐化している現代において、過去の世相に基づく負の遺産は回復すべき時期を明らかに逸しています。国と靖国神社に回復を命じることのない今回の大阪地裁一審判決は、個人の思想信条の自由を享受する市民感覚からは遊離しているとしか感じられません。

嫌がる者まで勝手に軍神として扱われ、ご遺族に忍従を強要するような時代錯誤は、もう決別してもよいではありませんか。下種の勘繰りでしょうが、「わしはこんなとこにきとうなかった」と眉をひそめる者が祀られたままでは、周囲の他の御英霊に対しても失礼かと思えます。

人間にとって真の自由が身勝手と怠惰の自由ではなく良心の自由であることと同様に、信教の自由もまた、恣意によって他人に迷惑をかけるものであってはなりません。

どうぞ末永く、ご協力ください。

靖国合祀は、現代の日本の政治・文化を左右する問題であると同時に、カトリック教会としては、戦前・戦後及び現代の積年の課題を直視する、信仰者としての真価が問われている重要課題ではないでしょうか・・・

多くの皆様に、この訴訟を理解していただくために、Q & A コーナーを設けました。今回は、3月20日「靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を守る会」発足集会の時に出席された質問に対しての西山神父様の説明をそのまま掲載し、あわせて「信教の自由」について、わかりやすく書いておられる『信教の自由』に立ちはだかる二つの壁（パラドックス）を掲載いたします。

これから、質問・ご意見等を受付けますのでどんどんお寄せ下さい。(mail 及び、郵便)

### 【3月20日の質問より】

#### なぜ、他の原告団とわかれて 裁判を続けることになったのですか？ 主張の相違点は？

普通、原告は弁護士の言いなり。こういう問題があるのでよろしくと弁護士に丸投げするのがほとんどです。原告が弁護士に物申すというのは普通は考えられないことのようにです。法律論ではこういう状況をどのよう



に解決していくかという専門家が弁護士であり、原告のかわりに闘うのが弁護士、代理人です。ですから、その問題について熟知していなければなりません。今回 10 人の弁護士がおられますが、信教の自由についてほんとうに取り組んだ人がどれだけおられるか？初めての人がほとんどです。

弁護団は信教の自由は提訴の理由にならないと言うんです。最初はどちらにも信教の自由があると準備書面でも認めていたんです。じゃあ、なぜ提訴するのか？これでは棄却（審議はしたが理由がないので認めない）どころか却下（審議せず、提訴に値せず）です。今回は棄却でした。

1988 年大法廷判決山口県護国神社合祀取消し裁判では「どちらにも信教の自由があり、そんなことを言っていれば社会は成り立たない。だから原告（プロテスタント）は寛容であれ」という判決が出されました。「これを打ち破らなければ、この大法廷判決をそのまま踏襲されて判決が出されるかもしれない。この点をしっかりとやっておかなければ危ない危ない」と言ってきた。ところがそんなの関係ないというんです。「われわれは人格権を侵害したということで裁判をやっているのだから、あの最高裁判決は関係ない」と言うんです。「このままで危ない危ない」と言ってきましたが、でもついにそれをやらなかった。

しかし、判決を見て下さい。文言までもまったく同言をもってきて判決にしてあるんです。

ここに、この大法廷判決と、1977年の津地鎮祭訴訟での「目的効果基準という一般的な社会の常識に従って、その行為がたとえ宗教と関係があったとしてもその目的効果、一定の特定の宗教にくみするものとして一般的な社会の常識によって認められないものであるならば、それは人権の侵害にはならない」という大法廷判決、この両方にしっかりと正面切った批判を展開しています。(聖トマス大学人文科学研究室紀要『人間文化』「靖国合祀取消訴訟論理の幾許かの整理化」2009.3.)

<http://peace-appeal.fr.peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/200903ningenbunka.pdf>

ところが、大法廷判決にもろに盾つくということは普通の法律家には考えられないこと、しかも今まで何回も専門誌で特集として取り上げられてもそこまで踏み込んだものほどこにもいない。私をはじめこの2つのことをやっています。

そして、たとえば、どういう観点から信教の自由を侵害するかというようなことは、もっと色んな幅があります。

精神的な面だから、利益、権利を侵害しないと言っている。信教の自由は抽象的観念的なものだ・・・

すなわち、経済的自由、人身的自由と同列にみている。でも、人間は心あってのものであり精神的なものです。ユネスコも平和のもとには心の持ち方だと言っています。(ユネスコ憲章)それほど、人間にとって精神的自由は大切です。ところが、精神的自由などは一切言わない。信教の自由も政治信条も全部精神的なもの。ところが一切認めず精神的なこと宗教的なことは観念的抽象的なものだからと言ってしまった。ところがそれについても重々知っているので展開しているわけです。もう本当になんとも言えない気持ちです。

今回の判決は私の予想通りであり、判決文には危ないと思っていたことがすべて出ています。それをみたら、私の言ったことがずらりと出ていますから、弁護士としては抜き差しならない、引き受けられないということです。

私が好んで一人でやろうとしたわけではなく、この体調では実際難しいです。

けれど、これをしなかったら精神的な自由権は全部吹き飛んでしまいます。信教の自由は精神的自由の中でも一番核になるものです。

国民は自由に国家の思いどおりにされている。だから、戦争に駆り立てて今までの戦争をすべて正当化するのが靖国です。そして、今後には備えています。

今、憲法改正を待つまでになってきています。ですから、ひとりで国家に立ち向かうことと同じです。しかし、差別問題ひとつ見てもみんなそうなんです。それでみんな一人ひとりでやってきています。

この問題についてやらなくてしかもそれが核心であるとすれば、もし私がギブアップすれば、もう解決不能、問答無用、今、引き下がったらおしまい、ますます右傾化です。

ここで踏ん張らなければ・・・

そのためにはしっかりした論理の展開が必要です。私は追い出された身ですけど・・・追い出されなくてもスカスカの弁論でこれで勝てるとは思えませんでした。

判決の直前に毎日新聞の取材を受け、そのとき私は棄却の可能性があると仰いました。

判決に対して不当裁判との声がありますが、私にはそうは言えません。

十分な論証を展開していないから、従来判決に従って出されたものです。

完全な勝利が見込めると断言できませんが、でも、十分展開できると思っています。

## 「信教の自由」に立ちはだかる二つの <sup>パラドックス</sup> 壁

『星の王子さま』は耳にしました。

「ものごとはよく見えないってことさ。かんじんなことは、目に見えないんだよ」と。目に見えなくても「心こそ人の生命」、そして各人が「どんな生命」にするか、「どんな人生」にするかも「その人の心」次第、人の生命は勿論、愛も、真理も、正義も、公正も、友情も、・・・、信念も、信仰も、全部、全部、自由なくしてあり得ぬこと、人を人とする「精神的価値」は、全て、「自由」を踏まえ、「自由」とともにしかあり得ぬはず、とすれば、自己の人生を究極的に意味付ける信仰を保証する「信教の自由」以上に大切な自由はないはずです。

しかし、人を人とする「精神的価値」は目に見えるものではないだけに、それを保証する「精神的自由」に覚醒し、これを擁護・確立することは容易ではありません。どんな難しさがあるのかについて、私が、他の8人の原告とともに、2006年8月11日に提起した「(亡父の)靖国合祀取消し訴訟」を例にとり、2点に限って、紹介したく思います。

### 1. 憲法第二十条一項には「信教の自由は何人に対してもこれを保障するとあります。このことは貴殿にも靖国神社にも保障されています。」

この見出しは、私の靖国神社への問合せへの回答<sup>(1)</sup>です。問糾したのは「一九四七年五月三日発効の『日本国憲法』下において 本人もその遺族も 氏子でもなく 合祀の依頼もしていないにも拘わらず、宗教法人 貴靖国神社は いかなる権利をもって 西山忠一を合祀されているのか」でした。亡父も私たち家族も宗教法人靖国神社とは何の関係もありません。にも拘わらず、国と“共謀”して、一方的に、「祭神」として合祀してしまう根拠が信教の「自由」とはどう言うことなのでしょう。「自由の侵害」も自由であるとは、これ以上のないはき違い、「信教の自由」とは、先ず、個々人の自由のことで、個々人の自由を侵害する一宗教法人靖国神社の自由ではないはずです。本人もその家族もキリスト者であって「祭神」として「拝まれるのも、崇められるのも、慰霊されるのも」信仰に反し、侵略戦争を自衛のための戦争として言いくるめるために「顕彰される」<sup>(2)</sup>のも、「犠牲者に敬意と感謝を捧げる」背理と暴挙でしかありません。「信教の自由」は、最も崇高な人格権<sup>(3)</sup>であり、人格権の尊重にはその人自身の立場に立つことが基本中の基本<sup>(4)</sup>、でなければ、自由の名による無法が罷り通ることとなりますが、これまで、我が国では、この原則が、司法の場においてさえ確立していません。津地鎮祭違憲最高裁判決は、自衛官合祀拒否最高裁判決はどうだったのでしょうか。「出席は義務付けられてはいなかった」とか「合祀されても、参拝するかしないかは自由、お布施を強要された訳でもなかった」から、各人の「信教の自由」は侵害されていない、ではなかったのでしょうか。物理的強制しか強制でないのなら、人格の尊厳に基づく「精神的自由権」は胡散霧消するしかありません。司法の場においてさえこの通り、このような人権感覚の不在は人格感覚の不在と未成熟によりますが、「憲法二十条の会」は、正に、この核心を問うものです。

## 2. “寛容”の名における多数者の横暴

前記2最高裁判決は、「目的・効果」基準を採用して、「神式による起工式（とか、護国神社合祀）が宗教とかかわり合いをもつものであることを否定しえないが、その目的は…工事の無事安全を願う（自衛隊員の社会的地位の向上と士気の高揚を図る）ことにあり、…、その効果は神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないのであるから」宗教活動に該当せず、違憲とはならない、と判示しました。この判決が非論理的であることは勿論ですが、最も問題なのは「一般的慣習とか社会通念に従って」という判断基準です。なぜなら、「一般的」とか「社会的」とかは多数者の立場に立つことであって、これでは少数者の権利が蹂躪されるのは必至です。どんな「自由権」も少数者が多数者の支配を免れているところに成立し、どんな「人権」も前者の権利が後者によって保証されているところに確保されるはず、にも拘らず、両判決ともに「信教の自由の保障は、何人も自己の信仰と相容れない信仰をもつ者の信仰に基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信仰の自由を妨害するものでない限り寛容であることを要請しているものというべきである」と諭しました。「寛容」とは「異端的な少数意見発表の自由を認め、そうした意見の人々を差別待遇しないことで、それは、多数者の少数者への眼差しの在り方に関わる徳目」<sup>(5)</sup>であって、少数者に「寛容」を説くことは背理ですが、残念ながら最高裁にはその自覚さえありません。一抹の救いと言うべきは、最高裁長官藤林益三裁判長他の反対少数意見が次のように明言したことです。

「…宗教や良心の自由に対する侵犯は多数決をもってしても許されないのである。そこには、民主主義を維持する上に不可欠というべき最終的、最小限度守らなければならない精神的自由の人権が存在するからである。」

と。そして寛容についてのJ.ロックの言葉を付け加えました。「宗教における強制は、他のいかなる事柄における強制とも特に明確に区別される。私がむりに従わされる方法によって私が裕福となるかもしれないし、私が自分の意に反してむりに飲まされた薬で健康を回復することがあるかもしれないが、しかし、自分の信じていない神を崇拝することによって私が救われようはずがないからである。」<sup>(6)</sup>

3世紀以上経った我が国では、「信教の自由」の前に“自由”と“寛容”の名における侵害と非寛容の巨大な<sup>バラバックス</sup>壁が立ちはだかっています。それは「社会的儀礼」「習俗的行為」という名の多数の横暴支配であって、これらは、全て、平和の名における戦争への道程、「戦前回帰」が実現する前に、今こそ手を取り合わねばなりません。<sup>(7)</sup>

### 【註】

- (1) これは第二の理由で、第一の理由は「明治天皇の聖旨」でした。
- (2) 括弧内、全部、回答原文通り。
- (3) 人が人であるところに基づく権利。
- (4) キリスト者であったマザー・テレサがヒンズー教徒をヒンズー教式で見送ったのはこの原則の実践でした。
- (5) 小野誠之『「君が代」訴訟と精神的自由権』、「君が代」訴訟をすすめる会編『資料「君が代」訴訟』緑風出版、1999、25-51、40頁。なお、寛容と多重・唯一神信仰との関係については、井上二郎「靖国、日の丸、そして君が代—その『強制』の意味について』、『同』52-70、58-59頁参照。
- (6) 『宗教的寛容に関する書簡』1689、『世界の名著 32』中央公論社、1989、372頁参照。
- (7) 西山俊彦「なぜ『靖国神社合祀取消し訴訟』の原告となったのか」『前夜』第10号、2007年1月、67-73頁；全体については『靖国合祀取消し訴訟の中間報告—信教の自由の回復を求めて』サンパウロ、2006年参照。

靖国合祀取消訴訟の一審敗訴を受け  
原告である西山俊彦神父による控訴審以降の  
活動支援強化の必要性を痛切に感じ  
私たちは“靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会”を結成いたしました。

(目 的)

靖国神社合祀取消しを実現して、信教の自由等の人権の確立に寄与し、  
日本国憲法を擁護して人格の尊厳に基づく（福音の約束に依って）  
世界平和の推進に貢献することを目的とする。

活動の一環としてニュースレターを発行し、進行状況を発信するとともに  
この裁判の意義を学び、平和憲法の実現のために  
励んでいこうと思っています。

**ご支援、ご協力をお願いいたします**

**靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会**

代表：園田朋里

562-0031 大阪府箕面市小野原東 3-5-19 e-mail : ptnishiyama@yahoo.co.jp  
<http://peace-appeal.fr.peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/> (判決要旨、判決骨子掲載)

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会 (郵便振替) 00900-7-272008

※ 領収書は、ご請求のない場合、振替受領証をもって代えさせていただきます。ご了承ください。